



各 位

会 社 名 ヤマシンフィルタ株式会社 代表者名 代表取締役社長 山崎 敦彦 (コード番号:6240 東証第一部)

問合せ先 執行役員管理本部長 井岡 周久

(TEL. 045-680-1680)

第三者割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権(行使指定・停止指定条項付) の発行に関するお知らせ

当社は、平成29年12月26日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第4回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成 30 年 1 月 12 日
(2)	新株予約権の総数	70,000 個
(3)	発 行 価 額	新株予約権1個につき金391円(総額27,370,000円)
(4)	当該発行による	潜在株式数:7,000,000株 (新株予約権1個につき100株)
	潜 在 株 式 数	上限行使価額はありません。
		下限行使価額は1,013円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数
		は7,000,000 株であります。
(5)	資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	10, 139, 370, 000 円(注)
(6)	行 使 価 額 及 び	当初行使価額 1,446 円
	行使価額の修正条件	行使価額は、平成30年1月15日以降、本新株予約権の各行使請求の通
		知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」
		という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「東証終値」
		という。)の 92%に相当する価額に修正されます。ただし、修正後の価
		額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後
(-)	# # # .	の行使価額とします。
(7)	募集又は割当方法 (割当予定先)	野村證券株式会社に対する第三者割当方式
(8)	そ の 他	当社は、割当予定先である野村證券株式会社(以下「割当予定先」とい
		う。)に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約
		権の数を指定することができること、当社は、割当予定先が本新株予約
		権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定すること
		ができること、割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知するこ
		とにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がな
		された場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権を取得
		すること、割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予
		約権を譲渡しないこと等について、金融商品取引法に基づく本新株予約
		権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定

の買取契約において合意する予定であります。詳細については、別記「2.募集の目的及び理由 (2)本新株予約権の商品性」及び別記「6.割当予定先の選定理由等 (6)その他」をご参照ください。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の東証終値で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額でありますが、実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「仕濾過事」(ろかじにつかふる)を経営理念に掲げ、フィルタビジネスを通じて社会に貢献すべくフィルタ製品の開発・製造・販売をしており、創業以来、60年以上一貫してフィルタの専門メーカとして実績を重ねてまいりました。現在、当社グループでは、フィルタのキーパーツである「ろ材」の主な材料であるガラス繊維や不織布及びフィルタの構成部品に使用される金属加工品や樹脂加工品等の仕入れを行い、建設機械向け油圧フィルタ(以下「建機用フィルタ」という。)、産業機械向け油圧フィルタ(以下「産業用フィルタ」という。)、生産工程で使用される製造プロセス向けのプロセス用フィルタの製造・販売を実施しております。また、フィルタ専門メーカとして積み重ねてきた実績及びノウハウを活かし、フィルタのキーパーツである「ろ材」の開発及び製品設計から製造をグループ内で一貫して行うことで高付加価値の商品を、建設機械、産業機械等の業界向けに提供しております。当社グループの特徴は、ろ材を内製化することで、顧客が要望する様々な仕様に対応した「ろ材」及び「ろ材構造」を独自に開発し、最適な製品を顧客へ供給できることであり、特に主力品目である建機用フィルタでは、油圧ショベルが国産化された同時期からフィルタを手掛けており、搭載される回路の知識や長年に亘るノウハウは競合他社との差別化に貢献しており、平成24年度の実績において、建機用フィルタ業界で約7割という高いシェア(矢野経済研究所調べ)の獲得を実現しております。

現在、当社グループは、経営戦略上の中期的な目標として「建設機械フィルタの専門メーカから総合フィルタメーカへの飛躍」を掲げており、特に、次の課題に重点的に取組むことにより、経営基盤の強化を図るとともに、企業価値の向上に努めております。

① 事業ポートフォリオの拡大

建機用フィルタについては、当社グループの強みである、油圧ショベルの作動油回路用フィルタ製品に加え、燃料用フィルタやエンジンオイル用フィルタ製品等の開発にも積極的に取組み、あわせて ICT (情報通信技術) や IoT (Internet of Things) による高機能化や高付加価値化を進め、新サービスを展開するための技術開発を行っております。また、建機用フィルタ市場における補給部品の販売は、当社グループの重要な収益ドライバーとなっており、今後も継続的に強化・促進いたします。これらの取組みにより、フィルタ製品のラインナップの充実を図ることで建設機械メーカの顧客満足度と信頼度を高め、当社グループの製品の需要を高めてまいります。

産業用フィルタについては作動油・潤滑油用フィルタなどの市場分野において、また、プロセス用フィルタについては洗浄・飲料用フィルタなどの市場分野において、既存製品で培った当社グループ独自の技術・開発力に加えて、M&Aなどによる外部資源の活用を通じて、水処理、空気清浄等フィルタ事業関連の周辺分野を初めとする新規事業領域への進出や新規顧客の

開拓にも積極的に取組んでまいります。

さらに、当社グループでは、今般、従来の天然系素材のガラス繊維「ろ材」に代わる新「ろ材」として、「合成高分子系ナノファイバー」の全く新しい量産化技術の確立に成功いたしました。「合成高分子系ナノファイバー」は、天然素材のガラス繊維に比し繊維径がきわめて細くまた、繊維長の調整が可能であることから「ろ材」として非常に優れた特性を有する素材であり、これを次世代「ろ材」に使用することで、①不純物のより効果的なろ過、②油圧システム内の作動油の循環効率の向上及び③フィルタの交換サイクルの長期化が可能となります。この他社製法とは差別化された「合成高分子系ナノファイバー」の当社独自製造技術による「ろ材」が製品化された場合には当社グループの収益拡大に大きく寄与するものと考えており、将来的には、建設機械のフィルタのみならず、不燃材として建材への活用や電気自動車向けの断熱・吸音材、衣料やライフサイエンス等様々な分野に応用することを検討しております。一部の研究については建材メーカや自動車部品製造会社などとの共同開発の可能性についての検討も開始されております。

当社グループでは、当社独自製造技術に基づく「合成高分子系ナノファイバー」の製品化に向けた研究開発を今後進めることにより、既存事業の更なる高付加価値化及び競合他社との差別化を図るとともに、新素材技術の活用による新規事業領域への進出にも積極的に取組んでまいります。

② 収益性の強化

顧客ニーズに柔軟に応えるためには、納期対応力と価格競争力を向上させることが重要であると考えております。当社グループでは、グローバルな視野で販売、生産、開発及び物流拠点の最適化を図ることでサプライチェーンを強化し、主要市場における品質管理・保証体制を踏まえたグローバルな製品供給機能、生産機能及び開発機能の適切な連携体制を整備することで収益性の改善を図ってまいります。

③ 人材の育成強化

当社グループは、日本・欧米・アジア地域に販売会社、アジア地域に生産会社及び開発会社を子会社として擁し、グローバルに事業展開しておりますが、今後はより一層海外拠点の重要性が増すと考えております。このため、当社グループでは、日本国内のみならず海外拠点を含めたグループ全体の経営管理体制を担う有用な人材を育成・確保すべく、ダイバシティー(人材の多様性)を踏まえた人材採用育成プログラムの策定による次世代の人材力強化に取組んでまいります。

④ ガバナンスの更なる充実

当社グループの持続的成長と中期的企業価値の最大化を図るためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えております。

当社グループは、牽制機能の強化等による業務執行の適切な監督を行うことで経営の透明性と質の向上を図ってまいります。

当社グループでは、これらの成長戦略をさらに推進するべく、研究開発拠点を新設し、横浜・横須賀・ 佐賀の既存拠点の集約(ただし、佐賀事業所については集約後も生産拠点として存続する予定です。)に よる研究開発体制の効率の向上を図るとともに、当社グループの強みである自社での開発ノウハウを活か した新素材の開発及びその製品化のための開発のより一層の強化に取組んでまいります。

また、既存事業においても、生産設備、研究開発設備等への設備投資を行うことにより、既存製品について品質及び生産効率を向上させる他、新素材である「合成高分子系ナノファイバー」の製品化を進める

ことで、収益性の向上を図ってまいります。

さらに、当社グループは、前記のとおり、新規事業分野・新規顧客の開拓及び当社グループの事業にとってシナジーが見込まれるフィルタ事業関連の周辺分野を初めとする新規事業領域への参入のため、今後、M&Aを含む資本・業務提携等に積極的に取組んでまいります。

M&Aを含む資本・業務提携等の主な対象先としては、具体的には、下記3つの切り口を想定しております。

- ① 建機用フィルタ、産業用フィルタ及びプロセス用フィルタの各分野において、当社グループと異なる製品群やその開発能力又は当社グループと異なる顧客層を有し、当社グループと連携することによって、新規事業分野・新規顧客の開拓につながる企業や事業(作動油・潤滑油用フィルタのメーカ、半導体洗浄用・飲料用・医薬品用フィルタのメーカ、自動車用各種フィルタのメーカ等)
- ② フィルタの専門メーカとして当社グループが培ったフィルタ製品の開発、製造能力及びノウハウ を活かした展開が可能な、新規事業領域(水処理、空気清浄等のフィルタ事業の周辺分野を含む。) を持つ企業や事業
- ③ 上記①及び②の他、欧米・アジア地域等で事業運営を行っており、当社グループが行っているグローバルな事業展開において、海外拠点の強化、特に有用な人材の確保に資するような企業や事業

また、上記の対象先の選定に際しては以下の基本方針に基づいております。

- ① 当社グループの限られた経営資源の現状を鑑み、事業基盤と収益基盤が安定しており、マネジメントが安定的な企業を対象
- ② EBITDA 倍率やのれん回収年数などの基準を設け、創出されるキャッシュフローや資産内容に対して過大な投資とならないように留意
- ③ 対象企業に対しては、当社マネジメントが積極的に時間をかけて接触し、社風の相性や意思疎通レベルを確認
- ④ デューディリジェンスに関しても、その分野や地域に精通した専門家を起用し、慎重に判断

当社グループは上場以来上記の方針に従ってM&Aを含む資本・業務提携等を検討しており、最終的に実施に至った案件は無いものの、約3年間で国内外で100件超の案件を検討し、具体的な交渉に至った件数も10件を超えております。案件規模は数億円から数百億円に及び、その中には当社グループの資金的制約から見送らざるを得なかった案件も複数存在します。このような従前の検討の経緯を踏まえると、現時点では具体的な案件はないものの、今後3年間で40億円以上の投資を行うことが想定されます。

かかるM&Aを含む資本・業務提携等の案件が生じた際に、これに対して迅速な対応をするためには予め資金を確保しておくことが重要となります。当社グループは、かかる対応のための資金を確保した上で更なる成長の機会に積極的に取組むことで、経営体質の更なる強化を図るとともに、総合フィルタメーカへの発展を目指してまいります。

以上のような中期的な視野に立った成長投資のための資金を調達するにあたり資金調達手法について検討を行い、当社グループとしては、財務基盤の強化に資するエクイティ性のファイナンスによる実施が適切であると判断いたしました。

当社グループは、今回の資金調達により、当社グループの更なる成長と安定的な財務体質の構築を実現し、企業価値の向上を図ることで、株主の皆様はじめステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、 下記「3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2)調達する資金の具体的な使途」に記載して おります。

(2) 本新株予約権の商品性

- ① 本新株予約権の構成
 - ・ 本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は7,000,000株です。
 - ・本新株予約権の新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、下記②及び③に記載のとおり、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約の規定により当社が行使指定(下記②に定義する。)又は停止指定(下記③に定義する。以下同じ。)を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内での行使を義務づける、又は行使を行わせないようにすることが可能となります。
 - ・本新株予約権の行使価額は、当初1,446円(発行決議日の東証終値)ですが、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の92%に相当する価額に修正されます。ただし、行使価額の下限は1,013円(発行決議日の東証終値の70%の水準)であり、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
 - ・ 本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌取引日以降3年間(平成30年1月15日から平成33年1月15日まで)であります。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができません。

本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主に下記②乃至④の内容について合意する予定です。

② 当社による行使指定

- ・ 割当日の翌取引日以降、平成32年12月14日までの間において、当社の判断により、当社は割当 予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定すること (以下「行使指定」という。)ができます。
- ・ 行使指定に際しては、その決定を行う日(以下「行使指定日」という。)において、以下の要件を 満たすことが前提となります。
 - (i)東証終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回っていないこと
 - (ii)前回の行使指定日から20取引日以上の間隔が空いていること
 - (iii) 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
 - (iv) 当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
 - (v)停止指定が行われていないこと
 - (vi) 東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し (ストップ高) 又は下限に達した (ストップ安) まま終了していないこと
- ・ 当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から 20 取引日 以内(以下「指定行使期間」という。)に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。
- ・ 一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付される こととなる当社株式の数が、行使指定日の直前取引日までの20取引日又は60取引日における当 社株式の1日あたり平均出来高のいずれか少ない方に2を乗じて得られる数と6,219,000株(発 行決議日現在の発行済株式数の10%に相当する株数)のいずれか小さい方を超えないように指定 する必要があります。
- ・ ただし、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った 場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。
- · 当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

③ 当社による停止指定

- ・ 当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間(以下「停止指定期間」という。)として、平成30年1月17日から平成32年12月15日までの間の任意の期間を指定(以下「停止指定」という。)することができます。停止指定を行う場合には、当社は、平成30年1月15日から平成32年12月11日までの間において停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当予定先に通知いたします。ただし、上記②の行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。なお、上記の停止指定期間については、停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示した日の2取引日以後に開始する期間を定めるものとします。
- · なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消すことができます。
- ・ 停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際には その旨をプレスリリースにて開示いたします。

④ 割当予定先による本新株予約権の取得の請求

割当予定先は、(i)平成30年1月15日以降、平成32年12月15日までの間のいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが下限行使価額を下回った場合、(ii)平成32年12月16日以降平成32年12月21日までの期間、(iii)当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、又は(iv)当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合等一定の場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。

(3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の主な特徴)

<当社のニーズに応じた特徴>

- ① 約3年間にわたり発生する資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと
 - ・ 今般の資金調達における調達資金の拠出時期は、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、約3年間にわたります。本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、行使指定や停止指定を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計になっております。
- ② 過度な希薄化の抑制が可能なこと
 - ・ 本新株予約権は、潜在株式数が 7,000,000 株 (発行決議日現在の発行済株式数 62,190,000 株の 11.26%) と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
 - ・ 本新株予約権の新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、当社が行使指定を行わずとも株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、

当社は、当社株価動向等を勘案して停止指定を行うことによって、本新株予約権の行使が行われないようにすることができます。

③ 株価への影響の軽減が可能なこと

以下の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・ 行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組 みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供 給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・ 下限行使価額が1,013円(発行決議日の東証終値の70%の水準)に設定されていること
- ・ 行使指定を行う際には、東証終値が 1,216 円 (下限行使価額の 120%の水準) 以上である必要があり、また、上記「(2) 本新株予約権の商品性 ②当社による行使指定」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高等を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること
- ④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

<本新株予約権の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記⑤乃至⑧に記載された留意事項がありますが、当社といたしましては、 上記①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ⑤ 本新株予約権の下限行使価額は 1,013 円 (発行決議日の東証終値の 70%の水準) に設定されており、 株価水準によっては資金調達できない可能性があります。
- ⑥ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ⑦ 当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑧ 本新株予約権発行後、東証終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴)

⑨ 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株あたりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性指標は低下いたします。

本新株予約権においては、上記③に記載のとおり、行使の分散、下限行使価額の設定等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。また、調達金額は資本となるため、財務健全性指標は上昇いたします。一方、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1)調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
10, 149, 370, 000	10, 000, 000	10, 139, 370, 000

- (注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算 した金額であります。
 - 2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額(発行決議日の東証終値)で行使されたと 仮定して算出された金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額 は増加又は減少いたします。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新 株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用 の概算額は減少いたします。
 - 3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用(有価証券届 出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び登記関連費用等)の合計であります。
 - 4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額10,139,370,000 円につきましては、上記「2.募集の目的及び理由 (1)資金調達の主な目的」に記載しております、中期的な視野に立った成長投資のための資金として、下記のとおり、①新素材の開発・製品化、及び拠点集約による研究開発体制の効率向上のための研究開発拠点の新設に係る土地・建物購入投資、②既存事業及び新素材の開発・製品化に係る、生産設備、研究開発設備等への設備投資、並びに③将来のM&Aを含む資本・業務提携投資へ充当する予定であります。

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
1	新素材の開発・製品化、及び拠点集約による研究開発 体制の効率向上のための研究開発拠点の新設に係る 土地・建物購入投資	3, 000	平成 30 年 1 月~平成 33 年 1 月
2	既存事業及び新素材の開発・製品化に係る、生産設備、 研究開発設備等への設備投資	3, 000	平成 30 年 1 月~平成 33 年 1 月
3	将来のM&Aを含む資本・業務提携投資	4, 139	平成30年1月~平成33年1月
	合計	10, 139	

- (注) 1. 本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、上記③に充当する 予定金額を減額し、不足分を銀行借り入れにより充当することで上記の事業計画を遂行する予定で あります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金 額を上回って資金調達が出来た場合には、②及び③に充当する予定であります。
 - 2. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金をすみやかに支出する計画でありますが、支出 実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
 - 3. 上記①から③の間で、優先順位はございません。支出時期の早いものより充当する予定であります。
 - ① 新素材の開発・製品化、及び拠点集約による研究開発体制の効率向上のための研究開発拠点の新設に 係る土地・建物購入投資

当社グループは、従来のガラス繊維「ろ材」に代る新「ろ材」として、「合成高分子系ナノファイバー」の当社独自製造技術による製品化に向けた研究開発を行っております。ナノファイバーはガラス

繊維よりも繊維径がきわめて細く繊維長が調整可能なことから、ろ材として非常に優れた素材であり、 将来的には、建設機械のフィルタのみならず、不燃材として建材への活用や電気自動車向けの断熱・ 吸音材、衣料やライフサイエンス等様々な分野に応用することを検討しております。一部の研究については建材メーカや自動車部品製造会社などとの共同開発の可能性の検討も開始されております。

当社グループでは、当社独自製造技術の基づく「合成高分子系ナノファイバー」の製品化に向けた研究開発を今後進めることにより、既存事業の更なる高付加価値化及び競合他社との差別化を図るとともに、新素材技術の活用による新規事業領域への進出にも積極的に取組んでまいります。

他方で、現状の研究開発拠点では上記のような研究開発活動を行うためのスペースが不足していることから、今後の当該活動の増加に備え、新たな拠点を確保すると共に、横浜・横須賀・佐賀の既存拠点の集約(ただし、佐賀事業所については集約後も生産拠点として存続する予定です。)により研究開発体制の効率を向上させることを目的とした、拠点の新設に係る土地・建物購入投資を計画しております。具体的には、現在、5,000 坪程度の建物床面積が確保できることを目安として、関東地方を中心に候補地の選定を進めており、その購入代金として 20 億円程度を見込んでおります。また、当該土地の上に研究開発用の建物を新規に建設する必要があるところ、その建設費用として 10 億円程度(土地購入代金と合わせた投資金額は総額 30 億円程度)を見込んでおります。

かかる研究開発用地の取得及び研究開発施設の設立のための資金として、平成 30 年1月から平成 33 年1月までに、合計 3,000 百万円を充当することを予定しております。

② 既存事業及び新素材の開発・製品化に係る、生産設備、研究開発設備等への設備投資

既存事業における品質及び生産性の向上を目的とした設備投資のための資金の一部として 10 億円程度、並びに、特に最近において研究開発を加速させ各メーカとの協働も発生している「合成高分子系ナノファイバー」の製品化及び生産体制の確立を目的とした、生産設備、研究開発設備等への設備投資のための資金の一部として 20 億円程度を見込んでおり、合計 3,000 百万円を平成 30 年 1 月から平成 33 年 1 月までに充当することを予定しております。

なお、設備投資資金が不足する場合については、自己資金及びリースによる調達資金を充当する予 定にしております。

③ 将来のM&Aを含む資本・業務提携投資

当社グループは、上記「2.募集の目的及び理由(1)資金調達の主な目的」に記載のとおり、既存事業において新規事業分野・新規顧客の開拓に積極的に取組むと共に、当社グループの開発した新素材を製品化すること等を通じて、当社グループの既存事業である建設機械市場、産業機械市場の周辺分野への販売拡大を図るとともに、将来的には、まったく新しい事業分野への進出も想定しております。

そのため、既存事業において新規事業分野・新規顧客の開拓に資する案件、既存事業の周辺分野で 事業シナジーが期待される案件、その他新規事業分野で将来のビジネスモデルとしての確立が有力視 される案件に対しては、積極的にM&Aを含む資本・業務提携を実施することを予定しております。

M&Aを含む資本・業務提携等の主な対象先としては、具体的には、下記3つの切り口を想定しております。

- ① 建機用フィルタ、産業用フィルタ及びプロセス用フィルタの各分野において、当社グループと異なる製品群やその開発能力又は当社グループと異なる顧客層を有し、当社グループと連携することによって、新規事業分野・新規顧客の開拓につながる企業や事業(作動油・潤滑油用フィルタのメーカ、半導体洗浄用・飲料用・医薬品用フィルタのメーカ等)
- ② フィルタの専門メーカとして当社グループが培ったフィルタ製品の開発及び製造能力及びノウ ハウを活かした展開が可能な、新規事業領域(水処理、空気清浄等のフィルタ事業の周辺分野を 含む。)を持つ企業や事業

③ 上記①及び②の他、欧米・アジア地域等で事業運営を行っており、当社グループが行っているグローバルな事業展開において、海外拠点の強化、特に有用な人材の確保に資するような企業や事業

現時点では具体的な案件はないものの、今回の資金調達により案件発生時に機動的に支出することが可能な資金を予め確保しておくことで、更なる成長機会を積極的に取り込むことができると考えております。かかるM&Aを含む資本・業務提携投資のための資金として、平成30年1月から平成33年1月までに、合計4,139百万円を充当することを予定しております。今後案件が具体的に決定された場合においては、適時適切に開示いたします。

以上を踏まえた当社グループの現時点における投資計画は、以下のとおりです。

<u> </u>	事業所名	北次北岳	投資予定	定金額	次入部本十分	支出予定時期	
会社名	(所在地)	投資対象	総額 (千円)	既支払額 (千円)	資金調達方法	文田 7 足时朔	
ヤマシンフィルタ 株式会社	未定	研究開発 施設建物 建設用地	2, 000, 000	_	本新株予約 権に係る手 取金	平成30年1月~平成33年 1月	
ヤマシンフィルタ 株式会社	未定	研究開発 建物	1, 000, 000	_	本新株予約 権に係る手 取金	平成30年1月~平成33年 1月	
ヤマシンフィルタ 株式会社	横セ奈浜区佐所三上横デボ県市浜ン川市 賀(養峰須ィ(横浦開) 県磯 事賀基)賀ア奈須町 発神横子 業県郡 メラ川賀)	研究開発 施設の維 持費用	350, 000	_	新規上場に 伴う増資 金 (注)	平成30年1月~平成33年 1月	
ヤマシンフィルタ 株式会社	横浜開発 センタ (奈川市 浜市 医)	研究開発 用機械装 置	220, 000	150, 050	新規上場に 伴う増資資 金	平成29年7月~平成30年 3月	
ヤマシンフィルタ 株式会社	本社(神奈川県横浜市中区)	ERP導入	470, 000	373, 044	新規上場に 伴う増資 金及び自 資金	平成28年7月~平成30年 1月	
ヤマシンフィルタ 株式会社	未定	生産設備、研究開発設備等	3,000,000 以上	_	本新株予約権に係る自己資金及びリース	平成30年1月~平成33年 1月	
ヤマシンフィルタ株式会社	- + 17-15	M&Aを 含む 楽 発 提携等	4,000,000 以上	_	取金及び自 己資金	平成30年1月~平成33年1月	

⁽注)「合成高分子系ナノファイバー」の製品化に関連して必要な研究開発施設建物の規模が増大したこと並びに 東京オリンピックや経済情勢の変化等により不動産価格及び建設コスト等が高騰したことに起因して研究開 発施設の設立が当初の想定より遅れることに伴い、平成30年1月以降に発生する横浜・横須賀・佐賀の既存 拠点の維持費用につき、新規上場に伴う増資資金350,000千円を充当する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、当社グループの更なる成長と安定的な財務体質の構築を実現し、企業価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発 生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機 関である株式会社赤坂国際会計(東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表取締役 黒崎知岳)(以下「赤 坂国際会計」という。)に依頼いたしました。赤坂国際会計は、権利行使期間、権利行使価格、当社株 式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利子率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使 用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しており、価 値評価にあたっては、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動、株式保有動向、並びに株式処 分コストに関する一定の前提条件(当社が継続的に行使指定を行うこと、当社からの通知による取得が 行われないこと、割当予定先は当社からの行使指定に応じて市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに 権利行使及び売却を実施すること、割当予定先が本新株予約権を行使する際に当社がその時点で公募増 資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること 等。)を想定しております。当社は、当該評価を参考にして、本新株予約権1個あたりの払込金額を当 該評価と同額となる金391円といたしました。当社は、上記「2.募集の目的及び理由(2)本新株予約 権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案の上、本新 株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしま した。さらに、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確 認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重 大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

- (i) 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、赤坂国際会計がかかる専門知識・経験を有すると認められること
- (ii) 赤坂国際会計と当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているもので もないので、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認 められること
- (iii) 当社取締役がそのような赤坂国際会計に対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- (iv) 赤坂国際会計から当社実務担当者及び監査等委員への具体的な説明が行われた上で、評価報告書が提出されていること
- (v) 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、赤坂国際会計の評価報告書を参考に しつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- (vi) 本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務 慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を 踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大 7,000,000 株 (議決権 70,000 個相当) であり、発行決議日現在の当社発行済株式数 62,190,000 株 (総議決権数 621,780 個) に対し最大 11.26% (当社議決権総数に対し最大 11.26%) の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権の発行により、当社グループの更なる成長と安定的な財務体質の構築を 実現し、企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なも のであると考えております。

また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数7,000,000株に対し、当社株式の過去

6ヶ月間における1日あたり平均出来高は2,862,778株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ③当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1)割当予定先の概要(平成29年9月30日現在)

① 商 号	野村證券株式会社			
②本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号			
③ 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 森田 敏夫			
④ 事 業 内 容	金融商品取引業			
⑤ 資 本 金 の 額	10,000 百万円			
⑥設立年月日	平成 13 年 5 月 7 日			
⑦ 発行済株式数	201, 410 株			
⑧ 事業年度の末日	3月31日			
⑨ 従 業 員 数	13,422 名(単体)			
⑩ 主 要 取 引 先	投資家並びに発行体			
① 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社りそな銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、農林中央金庫			
⑩ 大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%			
③ 当社との関係等				
資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数: - 当社が保有している割当予定先の株式の数: -			
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、 当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、 特筆すべき人的関係はありません。			
取 引 関 係	当社の主幹事証券会社であります。			
関連当事者への 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の 関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
⑭ 最近3年間の経営成績及	び財政状態(単体)			
決 算 期	平成27年3月期 平成28年3月期 平成29年3月期			
純 資 産	984, 780 805, 013 735, 965			
総 資 産	14, 018, 037 12, 244, 625 12, 955, 112			
1 株当たり純資産(円)	4, 889, 430 3, 996, 889 3, 654, 066			
営 業 収 益	801, 268 746, 800 662, 831			
営 業 利 益	230, 395 183, 975 98, 782			
経 常 利 益	231, 280 184, 705 101, 038			
当 期 純 利 益	150, 027 120, 544 71, 743			
1株当たり当期純利益(円)	744, 882. 04 598, 498. 39 356, 204. 10			
1 株当たり配当金(円)	1, 489, 500 695, 100 372, 400			

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先は、株式会社東京証券取引所の取引参加者であるため、株式会社東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしておりません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2.募集の目的及び理由 (3)本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、野村證券株式会社が、株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、同社が、①当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いてきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。一方で、野村證券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社が平成29年11月14日付で関東財務局長宛に提出した第17期中半期報告書の平成29年9月30日における中間貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する充分な現金・預金及びその他の流動資産(現金・預金:1,157,438百万円、流動資産計:12,200,821百万円)を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、株式会社やまびこホールディングスは、その保有する当社株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

本新株予約権に関して、割当予定先は本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、上記「2.募集の目的及び理由 (2)本新株予約権の商品性」②乃至④に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

<割当予定先による行使制限措置>

① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場

合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予 定先に行わせない。

② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

<割当予定先による本新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記①及び②の内容等について約させるものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

7. 大株主及び持株比率

募集前(平成29年9月30日現在)	
株式会社やまびこホールディングス	38.68%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8. 69%
山崎 裕明	6. 13%
山崎 敬明	6. 13%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3. 39%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.86%
山崎 敦彦	1.60%
株式会社三井住友銀行	1.45%
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	1.35%
ヤマシンフィルタ従業員持株会	1. 24%

(注) 今回の募集分について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日 現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴う ものではないこと(本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれる ものではないこと)から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主 の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

				平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売		上	高	10, 703, 433	9, 458, 422	10, 007, 116
営	業	利	益	869, 598	407, 246	957, 826
経	常	利	益	830, 396	349, 011	934, 327
親	親会社株主に帰属する当期純利益			430, 693	183, 988	640, 072
1	株当たり当	期純利益	(円)	38. 35	14. 79	51.46
1	株当たり	配当金	(円)	19.00	10.00	12.00
1	株当たり	純 資 産	(円)	510.63	498. 61	534. 86

(単位:千円。特記しているものを除く。)

- (注) 1. 当社は、平成27年3月20日付で普通株式1株につき3株の割合で、平成27年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合でそれぞれ株式分割を行っております。これに伴い、平成27年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算出しております。
 - 2. 当社は、平成30年3月期において、平成29年12月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」の算出には、当該株式分割を考慮しておりません。
- (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成29年12月26日現在)

						株式数	発行済株式数に対する比率
発	行	済	株	式	数	62, 190, 000 株	100%
現	時 点	Ø 3	行 使	え 価	額		
に	おけ	る潜	在	姝 式	数	_	_

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
	3, 350 円	1,009 円	
始 値	□1, 098 円	■555 円	519 円
	□1,090 □	※497 円	
	4, 200 円	1,204 円	
高 値	□1, 148 円	■598 円	2,555 円
		※520 円	
	2, 710 円 □ 985 円	968 円	
安 値		■359 円	410 円
	☐ 900 1	※485 円	
	3, 475 円	1,070 円	
終値	□1,009円	■490 円	2,356 円
	□1,009 □	※508 円	

(注) 1. 株価は、平成28年3月31日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京 証券取引所市場第二部におけるものであります。なお、当社株式は平成26年10月8日をもって東京証券取引所市場第二部に上場しております。また、平成28年3月期の株価のうち、※印は東京 証券取引所市場第一部におけるものであります。

- 2. 平成 27 年 3 月期の□印は、株式分割(平成 27 年 3 月 20 日付で普通株式 1 株を 3 株に分割)による権利落後の株価を示しております。
- 3. 平成 28 年 3 月期の■印は、株式分割(平成 27 年 9 月 1 日付で普通株式 1 株を 2 株に分割)による権利落後の株価を示しております。

② 最近6か月間の状況

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
始値	2, 200 円	2, 462 円	2 000 III	880 円 3,900 円 4,110 円 1,380	4,110円	1 200 ⊞
如 胆	2, 200 1	2, 402 1	5, 660 []		1, 500 1	
高値	2,617 円	3,940円	4, 540 円	4, 175 円	5,780 円	1,536円
同 胆	2,017	5, 940 □	4, 540 円	4, 175	□1,422 円	1,550 🗇
安値	(古 9 159 III	2, 296 円	3, 575 円	3,610円	3,985 円	1,250円
女 ॥	2, 153 円	2, 290 円	3, 575 円	3,010 円	□1,080円	1, 200
終値	9. 460 ⊞	2 000 []]	2 010 🖽	П 4 110 П	5,580円	1, 439 円
が 11旦	2,469 円	3,900円	3, 910 円	4, 110 円	□1,375円	1, 459 円

- (注) 1. 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
 - 2. 11 月の□印は、株式分割 (平成 29 年 12 月 1 日付で普通株式 1 株を 5 株に分割) による権利落後の 株価を示しております。
 - 3. 12月の株価については、平成29年12月25日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 29 年 12 月 25 日
始 値	1, 394 円
高 値	1,455円
安 値	1,386 円
終値	1,439 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。 (別紙)

ヤマシンフィルタ株式会社第4回新株予約権発行要項

ヤマシンフィルタ株式会社第 4 回新株予約権(以下「本新株予約権」という。) の発行要項は以下のとおり とする。

- 1. 新株予約権の総数 70,000 個
- 2. 振替新株予約権 本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債 **等振替法**」という。)第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けるこ ととする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合 を除き、新株予約権証券を発行することができない。
- 3. の目的である株式 の種類及び数
- 新 株 予 約 権 (1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 7,000,000 株と する(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「交付株式数」と いう。) は、100株とする。)。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式 数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付 株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第6項の規定に従って行使価額(第4項第(1)号に定義する。以下同じ。) の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整前交付株式数 × 調整前行使価額

調整後交付株式数= -

調整後行使価額

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第6項に定める調整前 行使価額及び調整後行使価額とする。

- (3)前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数につい てのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとす
- (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第6項第(2)号、第(4)号及 び第(5) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用す る日と同日とする。
- (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びに その事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要 な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。) に通知する。ただし、第6項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記 の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 4. に際して出資され る財産の価額
- 新株予約権の行使 (1)本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権 1 個の 行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1株あたりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた金額 とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げる ものとする。
 - (2) 行使価額は、当初 1,446 円とする。ただし、行使価額は、第 5 項又は第 6 項に 従い、修正又は調整されることがある。
- 行 使 価 額 の 修 正 (1) 平成 30 年 1 月 15 日以降、第 14 項第(1) 号に定める本新株予約権の各行使請求

の通知が行われた日(以下「**修正日**」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「**修正日価額**」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「**修正後行使価額**」という。)。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が1,013円(ただし、第6項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

- (2)前号により行使価額が修正される場合には、当社は、第14項第(2)号に定める 払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。
- 6. 行 使 価 額 の 調 整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株 式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算 式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

交付普通株式数×1 株あたりの払込金額 既発行普通株式数+ 時 価 調整後行使価額=調整前行使価額×

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ①時価(本項第(3)号②に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは 当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主 (以下「**当社普通株主**」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準 日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、 又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。 ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受け る権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号⑤に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当

ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の 対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整 後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等 の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付 されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式 数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確 定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社 債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社 普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適 用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号⑥に定義する。以下同じ。)が、(i)上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号③に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式 1 株あたりの対価(本 ⑤において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本号又は本項第 (4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等 が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等 修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合
 - (i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
 - (ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の 調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に

残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

⑥本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第19項第(2)号の規定を準用する。

(調整前行使価額ー調整後行使価額)×調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数

株式数 =

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ①本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 - ②行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を 適用する日(ただし、本項第(2)号⑥の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目 に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平 均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未 満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 - ③行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
 - ④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加

した当社普通株式の数を含まないものとする。

- ⑤本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付 社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2) 号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合 には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、そ の取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭 その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又 は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使 価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払 込金額とする。
- ⑥本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適 用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日に おける当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)(本項第(2)号④において は) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通 株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株 式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関 して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されてい ない当社普通株式の株式数を除く。) 及び当該取得条項付株式等の取得と引換 えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)(本項第 (2) 号⑤においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2) 号又は第(4) 号に基 づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されてい ない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請 求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち 未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。) 及び取得価額等修正日 に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で 転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式 数を加えるものとする。
- (4) 本項第(2) 号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を 必要とするとき。
 - ③その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ④行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく 調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による 影響を考慮する必要があるとき。
- (5)本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第5項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

- (6) 本項第(1) 号乃至第(5) 号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらか じめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額 及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本 項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができ ないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 7. 新 株 予 約 権 の 平成30年1月15日から平成33年1月15日までの期間(以下「**行使可能期間**」と 行 使 可 能 期 間 いう。)とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々 営業日(機構(第 16 項に定義する。以下同じ。)の休業日等でない日をいう。)並 びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないもの とする。
- 9. 取 得 条 項
- 新株予約権の行使 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算 により株式を発行 規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じ する場合における た金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるも 増加する資本金 のとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の 及び資本準備金 額を減じた額とする。
 - 新 株 予 約 権 の (1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後15取引日 を超えない日に定められるものとする。) を別に定めた場合には、当該取得日 において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を 取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予 約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を 消却するものとする。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若し くは株式移転(以下**「組織再編行為**」という。)につき当社株主総会で承認決 議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取 得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権 1 個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得す る。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
 - (3) 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しく は整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定 された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(機構の休業日等である 場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権を取得するのと引換えに 当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と 同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した 本新株予約権を消却するものとする。
 - (4)本項第(1)号及び第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当 社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者 に通知する。
- 10. 各新株予約権 本新株予約権 1 個あたり 391円 の払込金額
- 新 株 予 約 権 27,370,000円とする。
 - の払込総額
- 新株予約権の平成30年1月12日 12. 当 H
- 新株予約権の平成30年1月12日 13.

払 込 期 日

- 行使請求及び 払込の方法
- 14. 新株予約権の(1)本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関(社債等振替法第2条第4項 に定める口座管理機関をいう。以下同じ。) に対し行使請求に要する手続きを行 い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われ ることにより行われる。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新 株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関 を通じて現金にて第18項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当 社の指定する口座に払い込むものとする。
 - (3)本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- 新 株 予 約 権 の 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 15. 行使の条件
- 16. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)
- 17. 新株予約権のみずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 行使請求受付場所
- 18. 新株予約権の株式会社三井住友銀行 東神奈川支店 行使に関する 払込取扱場所
- 効力発生時期等
- 19. 新株予約権行使の (1)本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付 場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全 額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に 振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付す
- 単元株式数の定め 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置 20. の廃止等に伴う が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。 扨
- 募集の方法第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を野村證券株式会社に割当てる。 21.
- 22. 申 込 期 間 平成30年1月12日
- 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 23.
- 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
 - 一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式 の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結 果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 391 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出 資される財産の価額は第4項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成29年12月26日の東証における 当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。